

## 第46回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成26年1月22日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 齋藤玲子 田崎由子 橘あすか  
芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長  
農林水産部参事兼課長 農林技術課長 森林計画課主幹  
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席  
相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長 県北農林事務所農村整備部長  
県北農林事務所農村整備部副部長 県中農林事務所農村整備部副部長  
県中農林事務所専門技術管理員 県南農林事務所森林林業部長  
県南農林事務所森林土木課長 相双農林事務所森林林業部副部長  
相双農林事務所専門技術管理員 県中地方振興局副室長兼出納課長  
県南地方振興局副室長兼出納課長 相双地方振興局主幹兼副室長

(4) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成25年度上半期分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成25年8月～平成25年12月分)

(2) 審議事項

抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

建設関係団体等からの意見・要望内容等に対する回答等について

#### 3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

定刻となりましたので、ただいまから「第46回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

菅野委員につきましては、若干遅れるという連絡がございましたので御報告いたします。

なお、橋委員につきましては、所用につき途中退席させていただきます。

また、土木部次長につきましては、公務の都合により、審議事項の抽出案件、土木部分の終了後に途中で退席させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

### 【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思えます。本日は、報告事項2件、審議事項が1件ございますが、これは公開で行いたいと思えますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成25年度上半期分)」です。事務局の説明をお願いします。

### 【入札監理課帳】

(資料1により説明)

### 【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。では次に進みます。

報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成25年8月~12月分)」ですが、事務局から説明をお願いします。

### 【入札監理課長、入札用度課主幹兼副課長、森林計画課主幹】

(資料2により説明)

### 【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。無いようでしたら次に進みます。

審議事項「抽出案件」です。今回のテーマは「応札者のなかった案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。影山委員、菅野委員の順番で説明をお願いします。

### 【影山委員】

抽出案件から3点抽出させていただきました。入札不調に関わる抽出案件というのは初めてだったものですから、どういう視点で抽出をしたらよいか少し悩んだところもあったのですが、公正な競争を担保できているかという視点に立ちながら抽出をさせていただきます。

案件番号1ですが、これは結果的には応札者が6者、予定価格超過が5者ということで、結果的には予定価格を超過しなかった業者さんが応札されたということですが、どうしても見え隠れしているのが公正な随意契約ができたのかどうかということで、少し疑問に思いましたので抽出させていただきました。

続いて抽出案件の2番目です。これについては、入札に関わって労務単価の4月の大幅な上昇があって改めて公告したということでしたが、これについても応札された業者さんが1者しかなかったということで、公正な競争が担保できたものなのかどうか疑問符が残ったということと、

併せて公告を見ていなかったという点も、これからの入札にあたっての対応としてどうあるべきなのか、その辺も含めて抽出をさせていただいたところでございます。

続いて案件番号の4でございますが、条件付一般競争入札総合評価方式復興型で、これも結果的には1者応札で、競争原理が働かずして応札された点について、少し不透明な所があるのではないかとということで抽出させていただきました。

先ほども申しあげましたけれども、公告を見ていなかったという業者さんが、アンケートを取ったところ4者もあったことの対応も含めて抽出をさせていただいたところでございます。その他のアンケート等々にもいろいろ記載があるのですが、今後の不調対策ということでは、これらを入札に関わって対応でき得るものなのかどうかも含めて、私としても少し疑問が生じるものがありましたので、案件番号4ということで抽出をさせていただきました。以上3点でございます。

#### 【菅野委員】

案件番号1の整理番号93と、案件番号3の整理番号21と、案件番号5の整理番号43を抽出させていただきました。案件番号1に関しては、影山委員と私と両方で抽出させていただきました。私の方ではどちらかという工事の内容とかいろいろな設定の仕方などについてどうなのかなという観点から見させていただきました。

93番に関しては、もともと最初にいただいた表で不調になった理由がいろいろと書いてあったもので、私自身も概念として、出水期の施工への懸念などが書いてある中で少し分かりにくいものもありましたので、具体的にどういうものなのか知りたいという事も含めまして、こちらを抽出させていただきました。

続きまして案件番号3、整理番号21でございます。こちらは、私が前回抽出を担当させていただいた時に、たまたま同じような理由で、入札方式、発注機関、工事の対象地区、工事種別や概要等も全く同じというか、そういうような工事につきまして、同じ理由でまた不調になっていたということに目が行ったので、全く同じものについて、同じようなことが繰り返されていて、理由も福島の場合は除染の問題があるので特殊ではあると思うのですが、もう少し予測に基づく対処を含めまして、不調対策として何かないのか、ということでもう少し知りたいのでこちらを抽出させていただきました。

案件番号5、整理番号43に関しましては、計3回の入札公告をしてもいずれも応札者がいないということで、さらにその応札回避の理由等を見ましても、現在の状況をいろいろと反映するような理由も多く含まれていること、あるいは随意契約に移行しても業者の見積り合わせ参加が期待できないということで、そのまま見送りになっているような状況に見えたので、その次の年度においても大丈夫なのかということなども含めて、具体的な対応策、こういうものについてはどうすればいいのかということが気になり抽出させていただきました。

#### 【伊藤委員長】

それでは、1番目の相双建設事務所の案件について説明してください。

#### 【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

(資料3 P9～P17により説明)

#### 【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

#### 【影山委員】

端的に言わせていただくと、非常に難しい工事で、県発注側としての施工と業者側の施工に若干の乖離があり、その予定価格を超過してしまったということが1つの要因になっている、という受け止め方でよろしいのですか。

**【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

積算内容等につきましては、後日精査しましたが誤り等はございませんでした。この案件につきましては、予定どおり入札になっておりますので、決して現場と設計書の内容に大きい乖離があったとは認識しておりません。

**【影山委員】**

ということなら、なぜ予定価格超過の誤差も出てしまったのか、ということに尽きるのですが。

**【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

入札結果でございまして、現在企業が数多くの工事を受注している状況でございますので、価格を下げたまま受注する状況にないということで、予定価格を超過したのではないかと考えております。

**【伊藤委員長】**

2段階で問題があります。最初が応札なしだったのはどういう理由なのか。今まで不調対策でなるべく発注ロットを大きくしましょうということをやってきたのですが、それによって範囲が広がって、かえって工事がしにくくなってしまった。要するに、発注ロットが大きくなればよいというだけの話ではないということですね。応札者なしで、その後の対応についてどうだったのか、という2段階の問題があつて、影山委員が御指摘されたのが2番目の問題だと思うのですが、1回目で0者だったら2回目をやりたいという業者はいないというのはわかることではわかるのですが、基本的にやりたくなかったら高めのを付けておいて。

**【影山委員】**

やりたくないというのを裏返すと何なのかということだと思うのですね。多分、採算に合わない、人がいない、現場代理人がいないということも気にすると思うのですが、一言二言では片づけられない、いろんな課題あるのかなと思いました。

**【伊藤委員長】**

長期的な観点で見れば、そもそも公共工事が全体的に半分とか3分の1になっていたところで、建設土木関係の業者さんが減る、あるいは規模がどんどん小さくなっていった。ところが震災があつてこういう状況で一気に公共工事が増えてしまった。それにうまく対応できない。かといって、急激に増やせばその後きちんと工事があるという保証もないということで、今の規模をそれほど大きくしないまま、ある程度工事を取っていこうと思うと無理してまで取る必要はない、ということになるのかなという気はします。後は、民間と公共工事との競争の問題もございませぬ。多分、利益率は民間の方が若干高い場合が多いのでしょうか。ある意味では典型的な事例なのかもしれないですね。

**【菅野委員】**

今おっしゃったところなのですが、最初の部分については場合によりけりで、発注ロットを大きくする場合だけではないのだなということについて現れた案件なので、今後これをそういう形でいかすべきなのかという印象あります。意見みたいな形なのですが、言っておきたいと思います。

**【橘委員】**

質問ですが、因みに参加された事業者さん、この入札に応じた事業者さんが、地域要件がどこに区分される場所だったのか、隣接3管内なのか県内なのか、あとは入札に応じていない事業者さんも含めてどういった事業者さんたちが参加されたのかをお伺いしたいです。

【伊藤委員長】

もともとの要件は県内ですけれども、実際に2回目で応札された業者さんの地域は分かりますか。

【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

不調対策としまして後から発注した工事でございますが、これは予定価格2069万2350円でありましたことから、1千万円以上3千万円未満の工事に該当します。条件付一般競争入札の参加可能範囲に準じまして、管内のA、B、Cランクの業者から選定いたしました。ただ、現場がございますのが南相馬市鹿島区でございますので、鹿島区の業者と隣接します原町区の業者、合わせて11者を選定いたしました。

【伊藤委員長】

先ほどの発注ロットの問題ですが、ロットを大きくすれば規模の経済が働いたり共通部分が出来たりして、業者さんとしては工事しやすいということでロットを大きくしても、逆にこういうような地域が広がり過ぎてやりにくいという、こういうような例があるという事もございますので、やみくもにロットを大きくすればいいということではないことを、ある意味では学習できるのではないかと考えております。

【土木部次長】

ただいまの発注ロットの話ですが、本題と誤解の無いようにもう一度整理します。

後で落札されたものは、下流部の真野川工区から8km上流部で2件あった上真野川という工区です。それら2件を一緒にして1つのロットとし、それを下流部と分けた上流部の上真野川工区はもう落札されました。下流部の真野川工区については残っているということです。それは、護岸工事だけではなく用地を買収して嵩上げをするという工事も残っているわけです。不調となったものは、護岸工の河川に面するところだけの工事なので、それをロットという意味では嵩上げも含めて拡大して新年度に大型化して発注しようということです。ロットを大きくして出したことが不調に繋がったというお話がありましたが、それだけではなくて、上流部は適切な範囲で工事を発注したことによって解消され、もう1つ下流部に残ったところについてはロットを拡大、いわゆる用地にかかったものも1つ加えて新年度で発注を予定しているということでございます。

【伊藤委員長】

要するに、一番最初の応札者がなかったのは、1行目に書いてあるようになるべくロットを大きくしましょうということで駄目だったわけですね。ところが、2回目に、実際にここに書いたその後の対応は、今説明されたとおりということでございます。要するに、実情をみながらロットを決めなければいけないということでございますね。

【伊藤委員長】

他に質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。案件番号2、県南農林事務所の案件について説明をお願いします。

(土木部次長退席)

【県南農林事務所森林林業部長】

(資料3 P18～P27により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【影山委員】

質問ですが、14者にアンケート調査したのは、入札月日が4月16日で、次の公告月日が5月20日ですから、1ヶ月間でアンケート調査を取ったということによろしいのでしょうか。

【県南農林事務所森林林業部長】

アンケートを行った日にちは、分かりませんが、応札者がなかった1回目の入札を終わった段階で、2～3日中にはアンケートを発送してございます。

【影山委員】

あわせて質問ですが、労務単価の大幅な引き上げがあったのは、私の記憶でいうと5月の初旬ぐらいだったと思うのですが、14者の方々は改定されたという事実については理解されていたという判断でよろしいのでしょうか。

【県南農林事務所森林林業部長】

理解をしていたと思います。

【影山委員】

その上で、応札者は1者しかなかったということによろしいですか。

【県南農林事務所森林林業部長】

そのように考えてございます。

【技術管理課長】

先ほどの労務単価の改定期間ですけれども、5月ということでしたが、4月5日に改定をしております。

【県南農林事務所森林林業部長】

アンケートを行った日にちを確認したところ、4月15日に送付いたしまして4月23日までに回答をいただいております。

【伊藤委員長】

少し細かいことをお伺いしたいのですが、真ん中あたりに閲覧業者数に、電子閲覧のため不明と書かれているのですが、これはコンピュータのシステムの問題になるのですけれども、コンピュータで閲覧した人の記録、あるいは数というのは県側では把握できないのですか。

【入札監理課長】

電子入札の場合につきましては、実際に札を入れていただける方は当然参加という事実として把握できるのですが、電子閲覧ですと、どの業者さんが見たかという事実までは我々の手元に持っている情報の中では把握しきれっておりません。

【伊藤委員長】

件数も。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

やろうと思えば件数ぐらいは把握できると思うのですが。よくコンピュータのバナー広告でクリックすると1件幾らとかというのがありますよね。

【入札監理課長】

システム的に対応しようとすれば、そういう工夫もできるのでしょうかけれども、現行のシステムでは把握できるような形にはなっておりません。

【影山委員】

ちょっとこれも理解できないのですが、結局は4月5日に設計単価、積算が引き上げられる改定がなされて16日に入札されて、その後の対応、結果で4月に労務単価の大幅の上昇があったことから新単価で設計積算の上、ということで1者しか応札がなかったということは、やはり新単価でも業者さんの受け止め方は応札できる状況にはないということによろしいのですよね。結論的には。

**【農林技術課長】**

確認させていただきたいのですが、積算そのものは3月の時点で行っているの、最初の入札の時点では3月の単価です。その後4月5日に改定しましたが、4月5日の改定ということは、4月16日の入札の時点では皆さん分かりましたが、それが16日の入札に反映されていない状況なので、5月に入札したときには反映されているのを皆さん分かっている状況になります。

お話のとおり、基本的には反映されているのが皆さんに周知されているところですが、それでも応じようと思ったのは1者だけだった、ということになります。

**【影山委員】**

よく理解できました。

**【伊藤委員長】**

反映されても1者ということは、労務単価だけの問題ではない、あるいは労務単価の引き上げがそれほどではなかった、ということだと思いますけれども。

**【安齋委員】**

14者のアンケートの結果で、配置技術者がいない、下請けの手配ができない、要するに仕事量を多く抱えているというのが業者の理由ですが、新年度が始まったばかりですよ。それでも業者の仕事はいっぱいなのですか。繰越工事などが多かったということですか。

**【県南農林事務所森林林業部長】**

この現場は、西郷村にございます。西白河郡の業者さんが除染に手を取られてしまい、なかなか応札していただけなかったのが実態だと思っております。

**【伊藤委員長】**

新年度から各自治体で除染工事が結構増えたのですね。その影響ということもあるのでしょう。

他に質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。案件番号3、県北農林事務所の案件について説明をお願いします。

**【県北農林事務所農村整備部長】**

(資料3 P28～P38により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

**【菅野委員】**

抽出させていただいたので質問させていただきます。先ほども申し上げたように、たまたま私が前に抽出した時と同じ理由で、理由の分析についても当時と同じだったので、そういう意味で同じようなことが繰り返されているのはどうなのか、ということもあるのですが、実際発注する側としては、それはそれ、これはこれなので、今回適正にやっている以上はしかたがない、という基本的認識なのか、あるいは分析を踏まえた対策として何かお考えがあるのかを教えていただければと思います。

**【県北農林事務所農村整備部長】**

前回の案件の工事主体については、排水路の水路工事でございます。今回の工事は道路工事が主体となっておりますので、工事の内容が違うというのが1つございます。

総合評価方式で行う我々発注者側からしますと、農家のための農道及び水路を整備するのですが、地元の農家が利用するものですから、地元精通した地元の業者の受注機会としていただけた方が、より工事的に良いという判断をしまして、総合評価方式を採用しているところでございます。

【伊藤委員長】

総合評価方式と価格だけで行うのと、一般論で言えばどちらが応札しやすいということになりますか。

【県北農林事務所農村整備部長】

総合評価方式が、より地元の方が有利かと思われまます。地域貢献等がありますので、価格一般ですと現場から少し離れたところでも入れられるということになるかと思ひます。

【伊藤委員長】

応札者の数だけで言えば、価格だけの方が、応札者が増える可能性があるということですか。

【県北農林事務所農村整備部長】

そういう言い方をすればそのようになるかと思ひます。

【橋委員】

今後の要望ですが、総合評価方式の場合に各種工事種別がたくさんあると思ひます。一般土木、建築、電気設備、測量設計などがあるかと思ひますが、総合評価方式の場合の提案書というものが、金額の規模だとかによって相当変わってくるかと思ひますが、そういったもののサンプルって難しいと思ひます。事業者さんによっては、例えば3千万円未満の案件であって一般土木工事となると、そういった提案書自体を書くのが厳しいので総合評価方式の場合には応じないという方がいるのかどうか、私はわからないのですが、総合評価方式の場合の提案書は工事によって、金額によって、どれぐらい違ってしまうのかというのがわからないので、そういったもののサンプルがあれば是非拝見させていただきたいな、という要望ですがよろしくお願ひします。

【伊藤委員長】

現状として教えていただきたい。

【入札監理課長】

ただいま御質問がありました総合評価方式でござひますが、原則としまして設計金額の規模によって3つほど類型がござひます。

2億円以上のいわゆる大規模工事につきましては、復興型を別にしまして標準型として、技術提案の提出まで求めております。

5千万円以上2億円未満のものにつきましては、総合評価方式の簡易型で、いわゆる簡易な施工計画、技術提案までは求めませんが、簡易な施工計画の提出を求めております。

その下が、3千万円以上5千万円未満の特別簡易型で、こちらの場合につきましては、技術提案も簡易な施工計画も求めず、客観的に判断できる地域社会の貢献度でありますとか企業のこれまでの工事成績など、客観的な指標のみを提出いただくということで、それほど業者さんに負担となるような施工計画や技術提案書を作成の上、という事には至らないので、そういった意味で簡易な提出書類を求めて行っているのが特別簡易型でござひます。

御案内のとおり、震災以降、金額規模が大規模金額になるものについても復興の加速化を図るため、特別簡易型と同等に簡易な施工計画、さらには技術提案も求めず、一般的な客観的指標のみで判断できる復興型を創設させていただいているところであります。

その金額規模に応じた総合評価の類型によって、確かに御指摘のとおり、業者さん側が作成すべき書類の量が変わるという事実はありますので、標準型の方が業者さんにとっては負担度が強いことは否めないと思います。

先ほど御照会ありました、価格競争と総合評価方式において入札参加者数がどの程度違うのかということについては、先ほど御説明しました資料1の5ページにも載せておりますが、条件付一般競争入札の25年度の上半期の入札結果におきまして、5ページの5でございますが、価格競争ですと平均入札参加者数が4.19者、総合評価方式ですと2.7者ということで、約1.5者程の差が出ておりますので、業者さんにとっては、どちらかといえば価格競争がより参加しやすい傾向は否めません。

具体的な技術提案と施工計画のフォーマットについては、後ほどお示ししたいと思います。

**【伊藤委員長】**

特別簡易型だと1回作っておけば、次も同じような書類で、ということが出来るわけですね。

**【入札監理課長】**

そうです。

**【農林技術課長】**

先ほど、1回目不調になった後のいろいろな努力には、どのような努力があるのか、というお話でございました。我々の仕事は予算で動いています。1回目の時には、工事概要に道路改良工とございますが、改良というのは舗装を乗せない状態なのですけれども、最初の予算の中では舗装を乗せない状態までしかできなかったということになり、少し中途半端な状態の工事完成までしかできない状態でした。業者さんの立場になって考えれば、きちっと仕上げをしたい、現場条件に適切な積算がしてある、そういう部分が重要であり、我々も努力が必要かということで検証し、今回予算をいただき、1つまとまった形として工事を発注できたことから、応札に至ったと考えてございます。

**【伊藤委員長】**

他に質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。案件番号4、県中農林事務所の案件について説明をお願いします。

**【県中農林事務所農村整備部副部長】**

(資料3 P39～P48により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

**【影山委員】**

最新の単価及び歩掛適用の更新の、この最新とはいつになるのでしょうか。

**【農林技術課長】**

単価等については毎月改定してございますので、その都度最新のものを使ってございます。

**【影山委員】**

9月18日入札されたということですが、それは。

**【県中農林事務所農村整備部副部長】**

8月の単価です。

**【伊藤委員長】**

先ほど影山委員がおっしゃっていたのですが、公告を見ていないとか、見るのが遅くなったということですが、工事を取りたい場合はそんなことはないわけですね。まあいいやと思っている

から見なかったり、見るのが遅くなったと理解してよろしいのでしょうか。普通なら、一生懸命仕事が欲しいという業者は、当然積極的に公告を見るわけですから。

**【県中農林事務所農村整備部副部長】**

実際アンケートを取りまして、聞き取りを行ったのですが、やはり今までの例のとおり、先ほど説明させていただきましたように除染業務等もございまして、技術者が大変不足して忙しい状況にあるということでした。公告は、見にいけば見られるのですが、見にいかなければ見られないという特性もございまして。そういったことで、見ていなかったという率直な意見、それがイコール取れるかどうかという判断は難しいところでございますけれども、我々としては、そういった方がいたのであれば、その方々がまた取っていただけるのではないかと考えていかざるをえない状況でございます。

**【入札監理課長】**

公告の関係で1点補足させていただきます。今、お話しになっております入札公告の前に、発注機関としましては、事前に発注見通しの公表を行っています。特に、資材不足、労務者の下請業者も含めて確保が困難になっているということで、長期的な発注見通しをなるべく早めに、適時適切に出していくことによって、受注者の皆様が受注しやすい環境づくり、事前にこういう工事があるのであればそれに合わせて資材、労務者を手配するような段取りを考えると、そういう発注見通しの事前公表の要望を受けまして、県の場合は震災後、発注見通しが変わる都度、なるべく1ヶ月単位で頻繁に更新して適確な情報を流すという事に取り組んでいます

あわせて、昨年11月からは、国土交通省の東北地方整備局が中心となり、国と県と市町村、それぞれの地方公共団体の発注見通しを地域ごとに統合して公表することによって、地元の業者さんが今後どういう発注があるのかを、あらかじめ把握した上で、受注しやすい環境づくりにも努めさせていただいているところでございます。

**【伊藤委員長】**

とは言っても、手持ちの工事でいっぱいならば、なかなか、ということになるわけです。

もう1つ、同じ問題について別の観点で言えば、公共工事を平準化することが必要ですが、必ずしも平準化されているわけではなく、何か平準化するための工夫というのはあり得るのですか。なかなか難しい問題なのか、ちょっと僕はその辺について素人なのでよくわからないのですが。

**【建設産業室長】**

先ほどの発注見通しの公表と併せまして、各方部に連絡協議会というのを設けて、その中でも見通し等についての情報を交換しています。

津波災害に関しましては、27年度までに完了させるということを発表してございますので、この中で可能な範囲で平準化を図っているということでございまして、復旧・復興に急がなくてもいいというものがなかなかないという状況の中で、情報交換しながらやっているという状況であります。

**【齋藤委員】**

急ぎでないものは無いのだろと思いますが、見せていただいておりますれば、公共災害復旧というのは、その他のものは予防治山や農地保全等ですね。私も素人なので全く分かりませんが、どれが緊急性があるとかその小分けの形というものが、頭の中で描けないのでわからないのですけれども、それでも復旧・復興、特に河川なんかは最近台風で大水が出たり、非常に被害が大きくなったりもするものですから、やはりこちらの方を優先すべきなのではないのだろうかと思えます。

確かにこの表の中で今回抽出されたもの以外にも本当にたくさんあるので、これだけを取り上げてどうこうとは言えないと思うのですが、ほとんどが一般土木工事ですね。暖房や衛生等、そうい

うのはちょっと我慢してもらっても仕方がないのかなと思うのですけれども、全てにそんなに割り振って、これもダメだった、あれもダメだったというのではなくて、やはりこういう状況にあるわけですから、優先順位を付けるべきではないのかなと思います。

優先順位の低いものは、人もいなければお金もそうそう出せないという状況では、やむを得ない話なので、今何が本当に急ぐべきで、人も資材も充てなければならぬというものがあれば、それを何らかの形で可視化することをやっていただけたらどうなのかなと思います。

#### 【技術管理課長】

事業の優先順位を付けてやるべきであるという御提案ですが、やはり復旧・復興とかそういう問題が一番ということですが、災害復旧も防災緑地と一体的にやるとかということでも面的なものを一体となって、用地取得ですとか、そういういろいろな面があり一気にできません。事業費も相当かかるので、一度にできないので、先ほど建設産業室長からお話がありましたが、27年度までに計画的に実施することで進めています。

一般事業につきましても、県中、相双、いわきを結ぶ道路などは、計画的に整備を進める必要がありますので、一緒に一体的にやっているという状況でございます。

#### 【伊藤委員長】

斎藤委員がおっしゃったように、そういう優先順位をつけてうまく調整をして平準化できるというようなことができれば、それにこしたことはないのでしょうけれども、それぞれの部署でそれぞれの仕事をやっていて、結果的にこういう発注になってしまうということもあって、どのレベルでどういう調整をすればその平準化が促進できるのかというのは、私にはすぐにわからないのですが、どの辺のレベルで調整を考えればよろしいのですか。

基本的には県全体でやらなくてはいけないので、それぞれの部署でやってはいけないという部分があります。公共工事の多くは土木関係で、一番多く占める部署がそれなりに平準化ということを考えてやれば、それなりにできますが、公共工事だけでなく民間の工事もあるし、公共工事は県だけではなくて国、市町村もあるので、それも含めてうまく調整できるかということだとは思いますが。

少なくとも、県レベルだけでもあまりにも凸凹がないように調整をするということは、それなりにできることではないかと思っておりますので、その辺をどのレベルでどういう調整ができるのかを検討していただけるとありがたいなと思っております。

#### 【技術管理課長】

先ほども言いましたように、県と市町村で復旧・復興にかかる連絡調整会議を各建設事務所管内で設けて、今後こういう事業を展開するというようなことで、お互いに情報交換をしております。

その中で、どれが資材の中で不足するといった調整をしながらやっている状況でございます。ですから、各事務所、それから事務所でやったことで問題がある箇所については本庁レベルでやっているということで、県の本庁、出先で調整されているのかなと思っております。

#### 【入札監理課長】

基本的に現在の状況というのは大震災以降の復旧・復興事業の急増に伴って発生している特異な現象だと認識しております。県の復旧・復興事業の進行管理については、昨年3月11日に知事を本部長として新生ふくしま復興推進本部が立ち上げられました。こちらは企画調整課が事務局として所管し、県の総合計画でありますとか復興計画の進行管理、さらには予算執行を全庁的に、部局横断的に管理するという位置付けになっています。そういう意味においては、新生ふくしま復興推進本部が県の全庁的な事業の進行管理を行っている組織であるという言い方はできるかと思っております。

【伊藤委員長】

その推進本部が平準化に機能しているのですか。

【入札監理課長】

すみません。そこは推進本部のメンバーには入っておりませんので、その実情というのは詳細に存じ上げていないのでなんとも言えないのですが。

【伊藤委員長】

機関としては、そういう調整を図る機関はあるけれども、それがどの程度機能しているのかというのは、今の時点ではまだわからないということですね。

いずれにしても、なんらかの形で県全体の工事の平準化、あるいは平準化をすることによって不調が少なくなって工事ができれば、優先順位が低い方にも結果的には回ってくる、ということになるのですから、御検討を是非ともお願いしたいと思います。

【田崎委員】

今回の案件番号4と、5の方にも関連してくる問題なのですが、除染の影響が出ていないのかなということがあります。

例えば、除染の方が他と比べて、ある程度技術的にもそんなに必要ではなかったり、あるいはそちらの方の労務単価がもしかして少し高いとか、その辺の比較がわからないのですが、福島の場合は特に除染とのことで不調に終わるといことははないのかどうか、ということです。

この件でなくても、抽出案件の5でも構いませんので教えていただきたいと思います。

【伊藤委員長】

アンケートでも除染で忙しくてということがございまして、今は基本的には市町村が管轄で除染作業を行っているわけですよ、今質問があったように、除染の方が簡単で利益率が高いとかそういうようなことはあるわけですか。

【技術管理課長】

除染と一般公共事業についてどちらかといいますと、業者さんから聞いた話なのですが、除染につきましては市町村が発注する工事だということで、やはり市町村から言われればそちらを優先してやらなければならないということがありまして、一般土木よりもそちらを優先してやっているのかなということで話してきました。

【伊藤委員長】

今行われているレベルの除染でしたら、技術的にもそんなに難しい作業ではないですよ。

【総務部政策監】

除染に関する予算の執行等についてですが、25年度が除染の予算のピークであると認識しております。今年度は約2,500億円の予算が市町村に対して計画に基づいて出されている、ということでありまして。昨年予算額も2,000億円を超えておりましたので、昨年からの繰り越しも相当あるということで、今年は除染がピークの状態であることから、業者さんもそちらに傾注しているという傾向ははっきり出てくるのかなと思います。

【伊藤委員長】

地元の業者は、市町村との繋がりが県よりも深いというようなこともあるのでしょうか。

【伊藤委員長】

他に質問等がございましたらお願いいたします。無いようでしたら次に進みます。案件番号5、相双農林事務所の案件について説明をお願いします。

**【相双農林事務所森林林業部副部長】**

(資料3 P49～P54により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

**【菅野委員】**

応札者がいなかった理由の分析に、傾斜地における作業などの治山工事の困難性などいろいろ書いてあるのですが、来年度に予定している入札方式その他の条件といたしますか、そういうものについては何か予定というか見通しというのはあるのでしょうか。

**【相双農林事務所森林林業部副部長】**

入札していただけるように、検討を進めているところでございます。

1つは設計にあたりまして、近隣に谷止工の計画がございまして、それも取り入れた形で規模を拡大して実施することを検討していることが1つでございます。

また、新年度の単価及び被災地補正の歩掛を使用して積算内容を見直しする、あるいはフレックス工事を活用した条件付一般競争入札で改めて公告を行うということを現在検討しているところでございます。

**【安齋委員】**

1つ質問ですが、予定価格の範囲が3千万円未満ですよ。抽出事案説明書の地域要件を見ると県内と書いてあるのですが、入札公告の地域要件を見ると管内と書いてあるですよ。3千万円未満なので管内が正しいのではないのですか。

**【相双農林事務所森林林業部副部長】**

この案件につきましては、元々は24年度の事業でございまして、ここに取り上げられているのは3回目の工事の入札ということになります。1回目につきましては、管内の地域要件で実施させていただきましたが落札者がいなかったため、地域要件を県内に拡げさせていただいている状況でございます。

**【藤田委員】**

この案件に関わらず、発注者側の現場確認といたしますか、設計前の現状確認といたしますか、その辺も慎重にやるべきではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

**【相双農林事務所森林林業部副部長】**

発注前の確認でございますが、発注するときは、私どもの方で現地を調査して、測量委託等をしているという状況でございます。一般的に、治山事業につきましては、人力施工が多い傾向にございまして、いろいろ聞いてみますと、機械施工でできるような工事であれば受注できる場所もあるようです。ただ、治山事業の、特に山腹工になると斜面に登っての法切りというようなことで、なかなか困難な工事一般的に敬遠される状況だと思っております。

**【伊藤委員長】**

この件につきまして他に質問等あればお願いします。よろしいでしょうか。抽出案件にかかる意見交換に移ります。どなたか発言される方はいらっしゃいますか。

**【入札監理課長】**

先ほど橋委員から御要望ありました、総合評価方式、それぞれの類型において業者さんに提出を求めている書類のフォーマット、ひな形を参考までにお手元にお配りしました。

特別簡易型もしくは復興型につきましては、様式1号、技術提案書の鑑、後ろに付いております様式11号、配置予定技術者の技術力、企業の貢献度ということで、典型的なフォーマット、こちら2ページに渡るもの、さらには最後に東日本大震災等への対応をした場合に加点を行っていることから様式15号添付ということですが。

特別簡易型は、鑑のほかには3枚のみをお付けいただくことで足りるのですが、簡易型はそのほか技術審査書ということで様式第9号、簡易な施工計画ということで様式第9号のその1とその2ということで真ん中辺にございますが、工事の工程表と工程管理計画、品質管理計画を簡易なもので提出していただくことにとどまります。

標準型ですと、1枚目の下に書いてありますとおり、様式第10号の技術提案を含め、様式9号につきましても、その3とその4が新たに添付されるということで、それぞれの工種ごとに求めている項目に対する技術提案をお出しいただくということで、業者さんにお付けいただく書類の負担度がこれだけ違います。

#### 【伊藤委員長】

私の方から1つ全体についての意見というか、提案というか、お願いというかあるのですが、不調問題があつて不調をなるべく少なくするというのが復旧・復興にも非常に重要なのですが、県として例えば25年ですと大体不調が2割くらいで、実際に年度内で契約できなかったのは1割くらいということですよ。その辺について数値目標を立てて、例えば不調発生率を10パーセント以内にしましょうというような全体的な数値目標を立てて、それに向かって各部署でより努力や工夫をするような仕組みのようなものはできないものですか。

もちろん、県だけの問題ではなくて、外部要因がいろいろあるから県が努力すればなんとかなるとい話ではないのですが、それでもやはりそれなりの目標みたいなものを立てた方が、より具体的な工夫や努力に繋がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### 【入札監理課長】

目標という意味では、年度末の契約割合が100パーセントというのが究極の目標であると理解しています。一度不調になりましたら、先ほど来御説明しておりますとおり、随意契約への移行でありますとか、設計内容見直し、発注ロットの拡大等により改めて公告入札することによって、現に契約に至っている事例も多々ございますので、究極の目標という意味では、年度末の契約割合が100パーセントということでございます。

震災前も入札不調は皆無ではなく、具体的に平成22年度の不調発生率で申し上げますと、震災前の22年度におきましても入札不調の発生率は4.9パーセントで、約5パーセントの不調発生はございました。ただ、この当時の不調の内訳としましては、失格無効等によるものが4割、予定価格超過によるものが3割、応札なしが2割5分という形態なので、不調の種類のパターンがかなり変わってしまったという実情はございますが、決して震災前も不調発生率は皆無だったわけではないのです。究極の目標としては契約締結に至る努力を重ねて行うことで、年度末の契約割合100パーセントを目指したいと考えてございます。

#### 【伊藤委員長】

不調が発生するのは仕方ないとしても、年度内にきっちり契約まで漕ぎ着けるといことですね。

#### 【菅野委員】

先ほどのどこかの説明でもありましたが、地域社会への貢献度等を考慮して総合評価方式をとると、もしかすると1回目では応札されないことが予想されるのですが、そういうことを加味してそういう方式をとるといこと、その次は別としても1回目に関しては、仮に応札者がなくてもそういう要件を加味しているのだからやむを得ないと感じられる面もあったので、そういう意味で少し違う観点から申し上げますと、例えば1回目で決めるということへの目標率というか、そういうことは考えないのかということはどうなのでしょう。

**【入札監理課長】**

入札不調になってしまうことによりまして、工事の着手時期が大体平均で2ヶ月から3ヶ月程度ずれ込んでしまうという実態がございます。当然のことながら、不調に至らず1回目で契約締結に至ることが理想ですから、我々としてもこれまで取り組んできました入札不調対策というのは、基本的に不調に至らず1回目で契約相手方と契約締結に至るように、不足している技術者の確保ですとか、不足に伴って労賃、資材単価が上がることについては適正な予定価格を設定して、不落にならないようにするなどの取組みを行っております。

私の言い方が誤解を招いたとすれば、ここで訂正させていただきますが、第一義的には当然のことながら不調にならず、1回目の入札で契約に至るということが大目標でございます。

**【伊藤委員長】**

先ほど、総合評価方式と価格競争の問題が出ましたが、総合評価方式にするのか価格競争にするのかというのは、ある程度裁量のできる範囲があるのですか。それとも、決まっているからこの工事はそうせざるを得ないということなのか、御説明をお願いできますか。

**【入札監理課長】**

平常時ですと総合評価方式につきましては、3千万円以上は基本的には全件総合評価、3千万円に満たない工事につきましては一般土木1千万円以上、一般土木以外は5百万円以上から50パーセントを抽出し、半分を総合評価で実施していただくということで、農林水産部、土木部をお願いしております。

震災以降につきましては、復興の加速化という点から、総合評価によることで契約締結の遅れも否めない現実もあるものですから、急を要する工事については、総合評価方式によらず価格競争で速やかに対応してよいというふうにしております。

ですから、震災以降につきましては、そういう意味では具体的に幾ら以上の金額であれば必ず総合評価方式によらなければならないという強い縛りは行っておりません。

**【安齋委員】**

県発注工事の不調件数の推移は、合計では書いてあるのですが、方部別などの分析はしていますか。

**【入札監理課長】**

皆様にお配りした資料は、全体という形でお示しさせていただいておりますが、当然のことながら工種別、さらには方部別、契約方法別の分析もさせていただいております。

まず、工種別で申し上げますと、不調発生率が一番高いのは基本的に建築工事でございます、30パーセントくらいになっております。

その次が一般土木工事で、27パーセント程度という状況になっておりまして、舗装工事、電気設備等は6パーセント、8パーセント程度となっております。

方部別の発生状況で申し上げますと、やはり高いのはいわき、さらには県北がそれぞれ24パーセント、23パーセントということで平均よりも高い状況にはなっております。

契約方法別で見た場合は、条件付一般競争入札全般は、大体全体の平均と同じような20パーセント程度でございますが、その地域要件別で見た場合は、どうしても条件付一般競争入札の地域要件を管内とした場合の発生率が高く、大体31パーセント程度です。隣接3管内ですと、それよりも10ポイント程度下がりますと21パーセント程度、県内になりますと、さらに10ポイント近く下がって12パーセント程度ということで、地域要件が拡大するにつれ不調発生率も低減するような傾向が見てとれます。

予定価格別で見ますと、当然のことながら契約規模が小さい工事におけます不調発生率は高く、直近の数字ですと、不調件数全体のうちの約6割は3千万円未満の小規模工事が発生しているという状況が見てとれます。

**【安齋委員】**

最後の金額別の3千万円未満が一番多いという事は、やはり除染の方に引っ張られているということですね。

【入札監理課長】

恐らくそう思われます。

【伊藤委員長】

金額が少ないと当然地域要件も狭くなり、そういった市町村での除染に仕事が取られるという関係なのでしょうね。かといって除染も緊急にやらなければいけない仕事であることは間違いないわけですから。

次に各委員の意見交換に移ります。どなたか発言される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他に入ります。まず、委員の皆様からございますか。なければ事務局からお願いします。

【入札監理課長】

前回の監視委員会における建設関係団体等からの意見・要望内容等について、現時点における執行部としての考えを、お手元の資料4のとおりまとめ、本日の委員会終了後、各関係団体等へ書面にて回答することとしましたので御報告いたします。

各団体別に、意見要望等に対する回答となっておりますが、主な項目につきましては、前回の監視委員会において口頭で御回答させていただいた内容と同じでございますので、この場での内容の御説明は省略させていただきますが、このような形で書面回答することで今後の課題への検証、制度改善に資するものと考えております。

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

事務局から他にありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆さまのお手元に2月分、3月分の日程確認表を配付いたしました。御手数をおかけいたしますが、1月29日水曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

事務局から他にありますか。本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第46回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。